

2021年2月24日
一般財団法人日本規格協会

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS案作成規程に基づき、当該 JIS案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、別添 1 及び別添 2 の JIS案作成対象テーマについて、制定又は改正する理由（必要性）及び期待効果、JIS案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

2021年2月24日
一般財団法人日本規格協会

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	制定	C62125	電力用及び制御用ケーブルの環境配慮に関する指針	Environmental considerations specific to insulated electrical power and control cables	<p>昨今、環境配慮の重要性・必要性はますます高まっており、とりわけ地球温暖化対策として、世界的にCO2排出削減の取り組みが進んでいる。電線に関しても、電線の導体サイズを適正化する(大径化することによって、通電時の電力損失が低減でき、これによりCO2削減及び省エネルギーに貢献できる。この環境及び経済性に配慮した電線の導体サイズの適正化に関しては、我が国が中心となって国際規格化を進め、2019年9月にIEC 62125として発行された。このため、我が国においても、地球温暖化対策としてCO2排出削減の取り組みにより一層貢献していく観点から、こうした環境及び経済性に配慮した導体サイズの導入・普及を進めるための指針として、IEC 62125と整合を図ったJISを制定する必要がある。</p>	<p>この規格の制定によって、我が国で使用される電力用及び制御用ケーブルの環境と経済性に配慮した導体サイズの適正化が促進され、無駄な電力損失の低減及び電力発電量の削減に寄与することで、我が国の総CO2排出量が0.9%削減できるとの試算もあり、地球温暖化対策に大きく貢献することが期待できる。</p>	<p>主な規定項目は、次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義及び記号 4 一般原理 5 環境チェックリストの方法 6 ケーブルのライフサイクルアセスメント 7 環境及び経済性を考慮した最適導体サイズ設計(ECSO) 8 環境情報 	—	IEC 62125:2019 Environmental considerations specific to insulated electrical power and control cables	IDT	<p>第2条の該当号: 第2号(設計方法、使用方法)</p> <p>対象事項: 電力用及び制御用ケーブル</p>	<p>法律の目的に適合している。</p>	<p>利点: イ、エ、オ、カ、キ</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人日本電線工業会のWG	2021年4月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C3401	制御用ケーブル	Control cables	この規格は、600V以下の制御回路に使用する塩化ビニル樹脂を主体としたコンパウンド、ポリエチレン又は架橋ポリエチレンで絶縁し、ビニル、ポリエチレン又は架橋ポリエチレン樹脂を主体とした耐燃性コンパウンドでシースを施した制御用ケーブルについて規定したものである。主要特性の一つである耐燃性ポリエチレンシースの発煙濃度については、試験装置(光度計)の正常な動作を照査するため、標準ニュートラルデンシティフィルタを用いて校正する方法及び標準試料を燃焼させて性能検証する方法が規定されていた。その後、装置の校正は、標準ニュートラルデンシティフィルタを用いた校正で充分であることがわかったこと、また、燃焼させて性能検証する場合に使用する標準試料の入手が困難になっていることから、試験装置の校正方法を変更するため、JISを改正する必要がある。	この改正によって、最近の我が国の技術・市場の実態が反映されるため、今後も適切な特性の評価が可能となり、市場の混乱を防ぎ、流通、生産などの合理化に寄与するとともに、国内の商取引が円滑に行われ、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・発煙濃度試験に用いる装置の校正方法を、最近の実態に即した方法に変更する。	-	-	-	第2条の該当号: 第1号、第4号(種類、形状、構造、品質、性能、試験方法、検査方法) 対象事項: 制御用ケーブル	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、オ、カ 欠点: いずれも該当しない。	-	2. 関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる場合	一般社団法人日本電線工業会のWG	2021年4月
JSA	05 電気	改正	C3605	600V ポリエチレンケーブル	600 V Polyethylene insulated cables	この規格は、600V以下の回路に用いるポリエチレン又は架橋ポリエチレンで絶縁し、塩化ビニルを主体としたコンパウンド、ポリエチレン又は架橋ポリエチレン樹脂を主体とした耐燃性コンパウンドでシースを施したポリエチレンケーブルについて規定したものである。主要特性の一つである耐燃性ポリエチレンシースの発煙濃度については、試験装置(光度計)の正常な動作を照査するため、標準ニュートラルデンシティフィルタを用いて校正する方法及び標準試料を燃焼させて性能検証する方法が規定されていた。その後、装置の校正は、標準ニュートラルデンシティフィルタを用いた校正で充分であることがわかったこと、また、燃焼させて性能検証する場合に使用する標準試料の入手が困難になっている。また、ケーブルの種類として、単心及びシース一括形の多心ケーブルが規定されているが、最近では、単心より合わせタイプのものが主流となっていることから、市場の実態に合わせる必要がある。こうしたことから、発煙濃度試験に使用する装置の校正方法の見直し、最近の我が国の技術・市場の実態に即して、主流となっている製品の追加など、JISを改正する必要がある。	この改正によって、最近の我が国の技術・市場の実態が反映されるため、今後も適切な特性の評価が可能となり、市場の混乱を防ぎ、流通、生産などの合理化に寄与するとともに、国内の商取引が円滑に行われ、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 a) 種類及び記号において、最近の市場を反映するため、単心より合わせタイプ(CVD、CVT及びCVQ)を追加する。 b) 材料、構造及び加工方法において、最近の技術・市場の実態を反映するため、単心より合わせタイプ(CVD、CVT及びCVQ)に関する要求事項を追加する。 c) 発煙濃度試験に用いる装置の校正方法を、最近の実態に即した方法に変更する。	-	-	-	第2条の該当号: 第1号、第4号(種類、形状、構造、品質、性能、試験方法、検査方法) 対象事項: 600Vポリエチレンケーブル	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、オ、カ 欠点: いずれも該当しない。	-	2. 関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる場合	一般社団法人日本電線工業会のWG	2021年4月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

2021年2月24日
一般財団法人日本規格協会

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C3612	600V 耐燃性ポリエチレン絶縁電線	600V Flame retardant polyethylene insulated wires	この規格は、600V以下の主に一般電気工作物及び電気機器の配線に用いるポリエチレン樹脂を主体とした耐燃性コンパウンドで絶縁された単心の絶縁電線について規定したものである。主要特性の一つである耐燃性ポリエチレンシースの発煙濃度については、試験装置(光度計)の正常な動作を照査するため、標準ニュートラルデンシファイルタを用いて校正する方法及び標準試料を燃焼させて性能検証する方法が規定されていた。その後、装置の校正は、標準ニュートラルデンシファイルタを用いた校正で充分であることがわかったこと、また、燃焼させて性能検証する場合に使用する標準試料の入手が困難になっていることから、試験装置の校正方法を変更するため、JISを改正する必要がある。	この改正によって、最近の我が国の技術・市場の実態が反映されるため、今後も適切な特性の評価が可能となり、市場の混乱を防ぎ、流通、生産などの合理化に寄与するとともに、国内の商取引が円滑に行われ、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・発煙濃度試験に用いる装置の校正方法を、最近の実態に即した方法に変更する。	-	-	-	第2条の該当号： 第1号、第4号(種類、形状、構造、品質、性能、試験方法、検査方法) 対象事項： 600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、オ、カ 欠点： いずれも該当しない。	-	2. 関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる場合	一般社団法人日本電線工業会のWG	2021年4月
JSA	05 電気	改正	C8435	合成樹脂製ボックス及びボックスカバー	Boxes and covers of plastic conduits	この規格は、定格電圧が交流600V、直流750V以下の屋内又は屋外の家庭用及びこれに類する固定電気設備に用いる合成樹脂製ボックス及びボックスカバーについて規定したものであり、JISマーク表示制度の認証規格であるとともに、国土交通省の調達基準で技術基準の一つとなっている重要な規格である。 この規格で引用しているJIS C8462-31は、我が国の在来工事で施工する合成樹脂製のボックス及びエンクロージャに対応させるために制定している個別規格であるが、現在、国際規格との整合を目的にその規定内容をJIS C8462-1(合成樹脂製ボックスなどの一般要求事項を定めた規格)に取り込み一体とする改正活動が行われており、JIS C8462-31が廃止されることから、引用規格の更新とともに最新の技術及び関連する規格に対応したJISに改正する必要がある。	この規格の改正によって、最新の技術に対応した電線管及びその附属品のメーカー間の互換性及び製品の安全性が期待できる。さらに、JISマーク表示制度の認証規格及び国土交通省の調達基準で技術基準の一つとして、この規格が広く周知されることによって、より安全な社会の実現が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“ねじの固定”、“衝撃試験”及び“耐熱性”の規定事項を構成するために引用していたJIS C 8462-31が廃止されたことに伴い、その引用内容と同一の内容を規定しているJIS C 8462-1の該当箇条に置き換える。 ・絶縁抵抗及び耐電圧において、素材の性質の分類として、天然ゴム、合成ゴム又はその両方の混合物も新たに追加することとし、これに対応した試験の要求事項であるJIS C8462-1の絶縁抵抗及び耐電圧の規定を適用することとする。 ・低温衝撃において、試験条件であるスポンジゴムのバッキンを使用しないこととし、これに対応した試験の要求事項であるJIS C8462-1の低温衝撃試験の規定を適用することとする。 ・異常温度及びび炎に対する絶縁材の耐性において、グローワイヤ650℃で行う試験に中空壁、中空天井、中空床又は中空家具への埋込み又は半埋込みのボックス及びエンクロージャの壁面露出絶縁材の部分を追加することとし、これに対応した試験の要求事項であるJIS C8462-1の異常温度及びび炎に対する絶縁材の耐性の試験の規定を適用することとする。	-	-	-	第2条の該当号： 第1号、第4号(種類、寸法、構造、品質、試験方法) 対象事項： 固定電気設備の合成樹脂製ボックス及びボックスカバー	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、ク、ケ 欠点： いずれも該当しない。	-	2. 関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる場合	一般社団法人電気設備学会のWG	2021年4月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

2021年2月24日
一般財団法人日本規格協会

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C8500	一次電池通則	Primary batteries—General	この規格は、一次電池の電池系、寸法、命名法、端子形状、表示、試験方法、代表的な品質特性、安全性及び環境側面の通則について規定したものである。一次電池の試験及び仕様について、市場の運用及び実態と現行規格の記載との乖離が大きくなっている。また、試験の有効性の基準がないことが必要な定期試験を必要としている。これらに対応するために、基礎として用いた国際規格であるIEC 60086-1は2021年に改訂される見込みである。このような実態を踏まえ、国際規格との整合を図りながら、この規格を、市場の実態に即した内容に改正する必要がある。	国際規格及び市場の実態に合わせた改正を行うことにより、製品の品質が明確になり、貿易の障壁が排除されることが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験に対する有効性について、対応国際規格の改訂に伴い、『4.2.7. 試験に対する有効性』を追加し、被測定電池の仕様及び試験条件の基準を規定する。 ・対応国際規格との技術差異を解消すべく、現行規格の『4.1.6 表示』の表2の注記にある使用推奨期限についての記述を削除する。 ・対応国際規格との技術差異を解消すべく、現行規格の『附属書A(参考)』は(規定)に変更する。 ・附属書Fに記載する最小平均持続時間について、対応国際規格の改訂に伴い実情に合わせて、計算方法の記載を計算方法の指針に変更する。 ・絶縁抵抗について、対応国際規格の改訂に伴い、『5.6 絶縁抵抗』を追加して規定する。	—	IEC 60086-1:2021 Primary batteries – Part1:General	IDT	第2条の該当号: 第1号、第2号、第3号、第4号(種類、型式、形状、寸法、品質、性能、使用方法、包装方法、試験方法、検査方法) 対象事項: 一次電池	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電池工業会のWG	2021年4月
JSA	05 電気	改正	C9305	抵抗溶接装置	Resistance welding equipment	この規格は、抵抗溶接を行う変圧器付ガン及び移動式溶接機を含む、抵抗溶接装置の性能要求事項について規定したものである。対応国際規格であるISO669:2000は、昨今の技術の進歩に対応するため、2016年に改正された。適用範囲の対象がトランスレスガン、トランス付きガン、ロボット搭載ガンに拡大され、試験および計測方法が市場の実態と安全性に考慮されるなど内容が大きく改正された。このような状況から対応国際規格との乖離を解消するとともに技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	この改正によって、抵抗溶接装置の性能要求事項と対応国際規格との整合性が明確になり、生産・取引の合理化が期待でき、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲にトランスレスガン、トランス付きガン、ロボット搭載ガンを追加する。 ・測定方法、位置及び測定治工具の明確化により、たわみ角の計測方法をより具体的な方法に変更する。 ・機械的特性試験は測定治工具の落下、暴走などによるけがの防止を考慮した方法に変更する。	—	ISO 669:2016 Resistance welding – Resistance welding equipment – Mechanical and electrical requirements	MOD	第2条の該当号: 第1号、第4号(構造、品質、試験方法) 対象事項: 抵抗溶接装置	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人日本溶接協会のWG	2021年4月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

2021年2月24日
一般財団法人日本規格協会

認定機関	産業標準作成委員会 制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	
JSA	05 電気	改正	C9323	抵抗溶接機用変圧器—全変圧器に適用する一般仕様	Electric resistance welding—Transformers—General specifications applicable to all transformers	この規格は、抵抗溶接及び関連プロセスのために用いる溶接変圧器の構造性能要件及び安全要件について規定したものである。対応国際規格であるISO5826:1999は、昨今の技術の進歩に対応するため、2014年に第2版として改正された。適用範囲が整流器に接続されていない溶接変圧器から整流器付きの溶接変圧器およびインバータ式溶接変圧器に対象が拡大されるなど内容が大きく改正された。このような状況から対応国際規格との乖離を解消するとともに技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	この改正によって、整流器付き溶接変圧器の使用方法が明確になり、生産・取引の合理化が期待できる。また整流器付き溶接変圧器は従来方式よりエネルギー効率が良く、環境負荷への寄与が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、従来の整流器に接続されていないすべての溶接変圧器に加え、流通実態を踏まえ整流器付き溶接変圧器を適用範囲に追加する。 ・用語及び定義並びに略語において現行規格で別の規格に記載していた略語一覧を規定する。 ・感電に対する保護において絶縁抵抗及び絶縁耐力の印加電圧を最大定格電圧によりクラス分けする。 ・試験方法において、新たに整流器を接続した溶接変圧器の加熱試験に関する条件を追加する。 ・性能において、新たに整流器付きインバータトランスの定格負荷出力電流に関する規定を追加する。	—	ISO 5826:2014 Resistance welding equipment—Transformers—General specifications applicable to all transformers	MOD	第2条の該当号: 第1号、第4号(構造、品質、試験方法) 対象事項: 抵抗溶接機用変圧器	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人日本溶接協会のWG	2021年4月
JSA	05 電気	改正	D5302	二輪自動車用鉛蓄電池	Lead-acid batteries for motorcycles	二輪自動車の始動、点灯、点火などに使用する鉛蓄電池について、1951年にJISが制定され、2004年に現行規格が改正された。この現行規格に対して、市場の要望を反映して、試験方法及び要求事項の明確化した規格として、2019年にIEC規格(IEC 60095-7 General requirements and methods of test for motorcycle batteries)が制定された。わが国でも試験方法及び要求事項の明確化は有効であり、かつ、国際規格との整合を図る必要もあつて、このIEC規格を基礎として現行規格を改正する必要がある。	この規格の改正によって、品質の改善及び明確化が期待され、その結果、生産性の向上及び産業の合理化に寄与することが期待される。この改正によって、国際規格との整合を図ることができ、貿易の障壁が排除されることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲(簡条1):IECと整合させ、パワースポーツ車両等を追加し、バックアップ電源、内燃機関を搭載した車両の補機、eバイクなどに使用する鉛蓄電池は適用範囲外とする。 ・用語及び定義(簡条2):IECと整合させ、コールドクランキング電流、充電受入性等を追加する。 ・出荷条件(簡条5):IECと整合させ、VRLAと液式の出荷条件を規定する。 ・一般要求事項(簡条6):IECと整合させ、公称電圧表示、コールドクランキング表示、リサイクルラベル表示などを追加する。 ・一般試験条件(簡条7):IECと整合させ、試験電池の出荷日からの日数を規定、試験手順を規定する。 ・試験方法(簡条8):IECと整合させて、試験方法を規定する。 ・要求事項(簡条9):IECと整合させて、要求事項を規定する。	—	IEC 60095-7:2019 Lead-Acid Starter Batteries – Part 7: General requirements and methods of test for motorcycle batteries	MOD	第2条の該当号: 第1号、第4号(種類、寸法、構造、性能試験方法、検査方法) 対象事項: 二輪自動車用鉛蓄電池	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電池工業会のWG	2021年4月